

令和5年度補助事業の概要 (船員災害防止協会)

1. 船員労働安全衛生月間推進事業

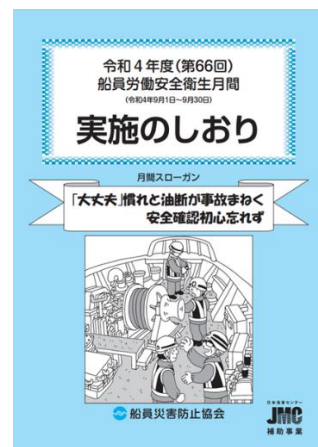
国土交通省及び水産庁が主唱する「船員労働安全衛生月間」(毎年9月)において、安全衛生意識の高揚・啓発を図るため、パンフレット「実施のしおり」の作成(12,600部)、安全標語等の公募・選定、ポスター・リーフレットの作成並びにそれらの全国の関係者への配布・周知及び地方運輸局等との連携による船員災害防止大会の開催のほか、これら活動について協会機関誌及びホームページ等を通じ、海運・水産関係者に対する周知を実施。



和文ポスター



標語ポスター



船員労働安全衛生月間しおり

2. 広報(機関誌・HP)事業

協会の事業活動及び船員災害防止に関する諸情報、国の船員労働安全衛生施策等を協会会員及び海事関係者に広く周知し船員災害防止活動の推進を図るため、機関誌「船員と災害防止」を発行・配付(季刊・計24,600部)するとともに、WEBサイトを設置・運用。機関誌はWEBサイト上にも電子ブック形式で掲示するほか、WEBサイトはスマートフォンからのアクセスを簡単にするため、二次元コードの設定・周知を実施。



機関誌 486号表紙



デジタルブック



協会パンフレット

3. 安全衛生教育・技術指導事業

協会会員及びその船員、安全・衛生担当者を対象とした安全衛生教育の実施及び安全衛生に関する技術指導ならびに援助活動として、全国の 11 支部及び 64 地区支部において各地方運輸局等と連携し、各種安全衛生講習(45 回)、生存対策講習(9 回)、訪船技術指導(627 隻)及び本部における相談の受付及び指導・助言その他を実施。



生存対策講習会



安全衛生講習会

4. 船舶料理士登録試験事業

「船員法」及び「船内における食料の支給を行う者に関する省令」に基づき、船舶料理士資格証明書を取得するために必要な船舶料理士登録試験（学科試験及び実技試験）を実施した。

※ 遠洋または近海を航行区域とする船舶又は第三種の従業制限を有する漁船で、総トン数 1,000 トン以上の船舶のうち、航海中に船員に支給する食料の調理を船内で行う船舶で、船内における調理に関する業務を管理する地位に就く者は、船舶料理士資格証明書を受有している必要がある。



船舶料理士登録試験（学科）



船舶料理士登録試験（実技）

5. 船員の衛生問題に関する調査及び啓発事業

国土交通省の第 12 次船員災害防止基本計画を踏まえ、船員の衛生・健康に関する「高齢化対策」「メンタルヘルス対策」「生活習慣病対策」の 3 課題について、医師及び事業関係者からなる検討委員会により実態、原因、対応策を調査の上、作成した講習テキストを活用し講習会等の啓発活動を全国で実施。令和 5 年度は「生活習慣病対策」の応用編となる食事・運動・睡眠に焦点を当てた講習を構築し、令和 2、3、4 年度に開始した「高齢化対策」「メンタルヘルス対策」「生活習慣病対策（基礎編）」に係る講習会も継続実施している。



船員のメンタルヘルス確保とハラスメント対策講習（那覇市）